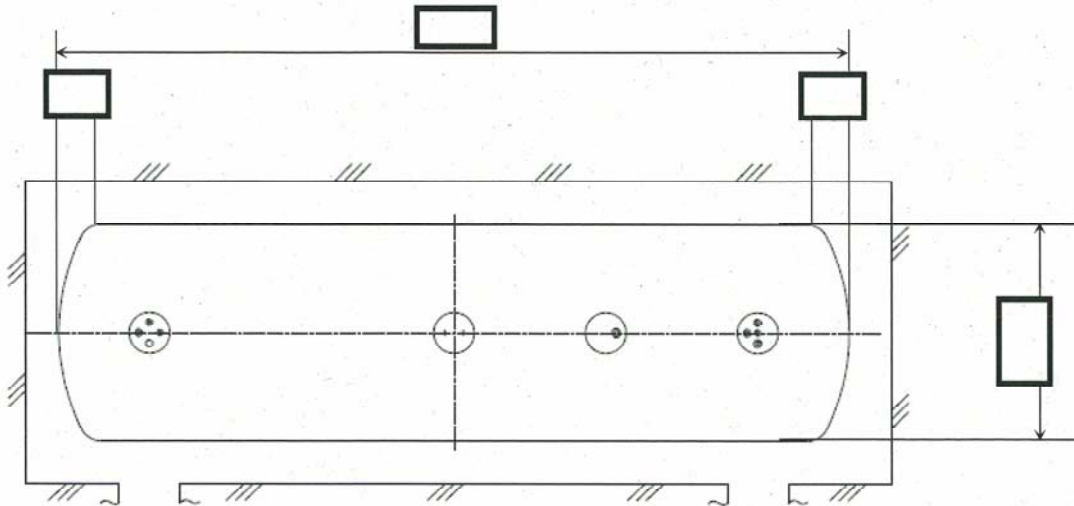


東海第二発電所 重油貯蔵タンクの適合性確認検査について

1. 変更の理由

重油貯蔵タンクは、地震及び津波による損傷に伴い火災が発生する可能性があるため、火災の影響を軽減するよう、地上に設置した既存の重油貯蔵タンクを撤去し、埋設式の新たな重油貯蔵タンクを設置する。

埋設式の新たな重油貯蔵タンクの構造図を「図-1. 重油貯蔵タンク構造図」に示す。



注:特記なき寸法は mm を示す。

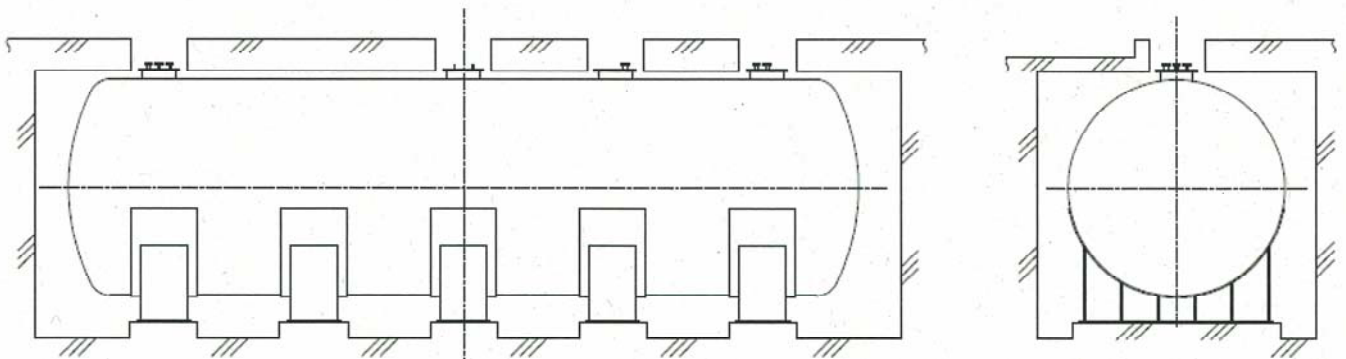
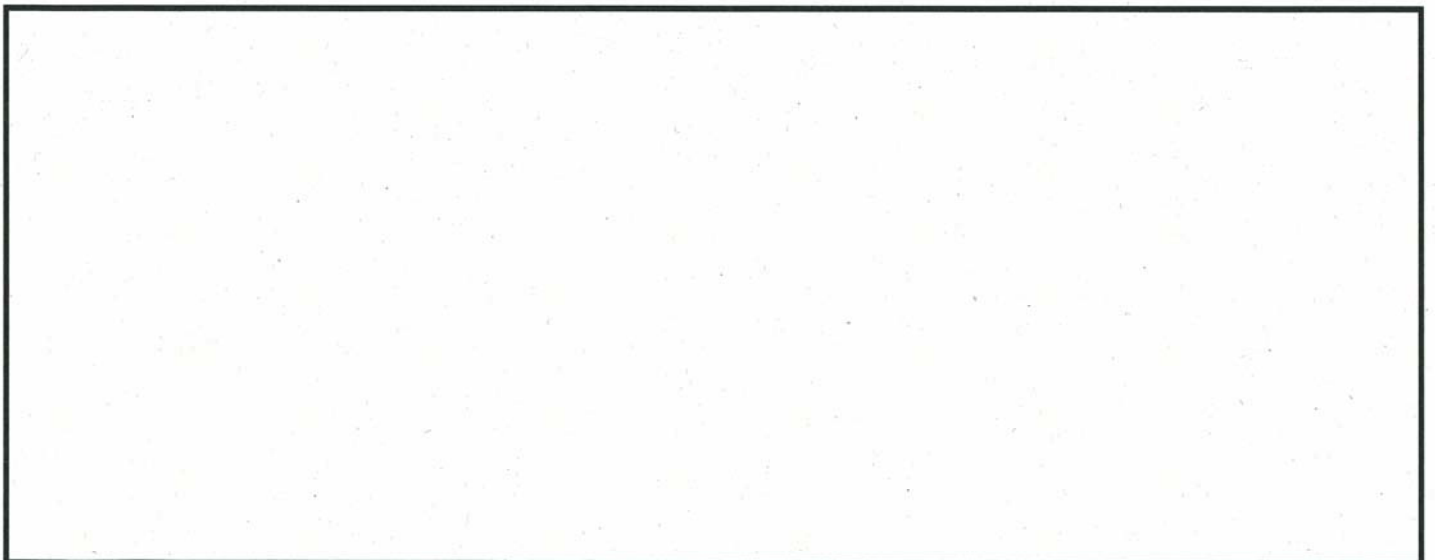


図-1. 重油貯蔵タンク構造図



3. 適合性確認検査内容 (5号検査)

重油貯蔵タンクは以下の検査項目について、検査を行う。

【要目表に紐づく検査】

- ①, ③ : 組立て及び据付け状態を確認する検査
- ② : 容量確認検査

【要目表には直接紐づかないその他の検査】

- 1) 外観検査
- 2) 耐圧検査
- 3) 漏えい検査
- 4) 通油検査
- 5) 警報検査 ※1
- 6) インターロック検査 ※1

注記 ※1: 使用前検査運用要領に紐づく検査

【要目表】

その他発電用原子炉の附属施設

3 補助ボイラー

14 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類, 容量及び個数

名称		変更前	変更後
		重油貯蔵タンク (東海, 東海第二発電所共用) *1	変更なし
種類	—	鋼板製円筒堅形	横置円筒形 ①
容量	kL/個*2	500*3	221 以上 (250*3) ②
個数	—	1*4	2 ③

注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重油貯蔵タンク」と記載。

*2: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「m³」と記載。

*3: 公称値を示す。

*4: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「1 / 2 罐」と記載。

【使用前検査運用要領 (抜粋 P. 23)】

検査対象設備 (又は検査名)	検査項目	工程	立会 区分
補助ボイラー	1. 警報・インターロック検査	五	A/B
	2. 安全弁作動検査	五	A/B
	3. 環境関係測定検査	五	A/B
	4. 連続負荷検査	五	A

➤各検査の確認方法は下記のとおり。

検査項目	確認方法	備考	
外観検査	有害な欠陥のないことを塗装前, 塗装後で目視により確認する。		
組立て及び据付け状態を確認する検査	組立て状態, 並びに据付け位置及び状態が工事計画に記載のとおりであることを目視により確認する。		
耐圧検査	所定の高さまで水を張り, 所定時間保持し, 検査圧力に耐え, かつ異常のないことを目視により確認する。	検査圧力: 水圧 (静水頭圧以上)	
漏えい検査	耐圧検査終了後, 検査圧力により漏えいのないことを目視により確認する。	検査圧力: 水圧 (静水頭圧以上)	
機能・性能検査	容量確認検査 (設計確認値, 公称値)	所定の高さまで水を張り, 容量が設計確認値 (公称値) 以上であることを実測により確認する。	設計確認値: 221kL/個 公称値: 250kL/個
	通油検査	実際に使用する系統状態又は模擬環境により試運転等を行い, 異常なく通油できることを目視により確認する。	
	警報検査	所定のレベルまで油面が低下したとき, 警報が正常に発報することを目視により確認する。	低下警報液位: 底面から 150mm 上方
	インターロック検査	所定のレベルまで油面が低下したとき, インターロックが正常に動作することを目視により確認する。	低下警報液位: 底面から 150mm 上方